

**政策立案のための基礎調査業務委託  
プロポーザル募集要項**

## 1 業務の目的

平成28年3月に策定した「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」（以下「人口ビジョン」という。）で活用している統計データ等について、平成27年国勢調査の人口・世帯の確報値の公表や、RESAS(地域経済分析システム)データの追加・更新等により、変化している状況にある。

したがって、「人口ビジョン」に最新の各種統計結果等を反映するとともに、政策立案の基礎となる本市を取り巻く人口動態の現状や将来人口推計、各種統計データ等を活用した調査・分析を行う。

## 2 業務の概要

- (1) 委 託 名 政策立案のための基礎調査業務委託
- (2) 業 務 内 容 「政策立案のための基礎調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の翌日から平成30年3月23日
- (4) 委 託 限 度 額 4,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。
- (5) 支 払 条 件 完了後一括払い
- (6) 業 務 担 当 課

千葉市総合政策局総合政策部政策企画課企画班  
郵便番号 260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1  
電話番号 043-245-5046  
Fax 番号 043-245-5534  
E-mail kikaku.POC@city.chiba.lg.jp

## 3 公募スケジュール

- 公募要項の公表 平成29年5月26日(金)
- 質問書の受付 平成29年5月26日(金)から平成29年6月7日(水)まで
- 質問書の回答 平成29年6月9日(金)まで
- 企画提案書の受付 平成29年6月13日(火)まで
- プレゼンテーション 平成29年6月20日(火)午前9時30分から
- 審査結果通知 平成29年6月21日(水)を予定

## 4 参加手続き

### (1) 応募申込み

別紙・仕様書記載の委託業務の内容を熟読し、企画提案を行うこと。提案には、「5 審査方法及び評価項目 (2) 企画提案を選定するための評価項目」に記載の「評価項目」と「評価の着眼点」に対して、可能な限り具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

なお、共同企業体を構成して提案する場合は、代表企業や構成員が判別できる一覧表(様式第4号)及び委任状(様式第5号)を添付するものとする。

### ① 提出書類及び提出部数

- 企画提案参加申込書(様式第1号) 1部
- 類似業務等の履行実績(様式第2号) 1部
- 提案価格書(様式第3号) 1部
- 企画提案書(様式自由) 10部
- 共同企業体等一覧表(様式第4号) 1部【共同企業体の場合】

委任状(共同企業体等)(様式第5号) 1部 【共同企業体の場合】

誓約書(様式第6号) 1部

②提出期限：平成29年6月13日(火) 午後5時まで

③提出先：上記2(6)の担当課まで

④提出方法：持参による

## (2) 質問受付・回答

①質問の提出方法:質問書(様式第7号)により作成し、電子メールにより提出してください。また、着信確認のため、電子メールの送信後、必ず上記2(6)の担当課へ電話連絡をお願いします。

②質問受付期間:平成29年5月26日(金)から平成29年6月7日(水) 午後5時まで

③回答方法:質問のあった事項についての回答は、順次ホームページに掲載する。

なお、回答の内容は、本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

## 5 審査方法及び評価項目

### (1) 審査方法及び結果の通知

① 審査は、千葉市で設置する選定委員会において、提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、企画提案書の内容を精査・評価の上、最優秀提案1件を決定する。

② 提案者がプレゼンテーションに出席できる人数は2名までとする。

③ プレゼンテーションは、6月20日(火)の午前9時30分から、千葉中央コミュニティセンター4階・43会議室で行います。詳細は別途、通知します。

④ 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。

### (2) 企画提案を選定するための評価項目

項目	評価の着眼点		配点基準	
実績	本業務と類似する業務の経験、実績はあるか	地方版まち・ひと・しごと創生人口ビジョン策定に類するもの	10	15
		将来人口推計に類するもの	5	
実施体制	業務の実施体制は十分に整っているか	組織、技術人員、パートナーシップなどの体制	10	10
実施計画	業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえているか		10	65
	「人口ビジョン」各種データの更新と追加データの活用方法、関連づけは適切か		10	
	将来人口推計の手法は適切であるか。		5	
	「ちば」共創都市圏に係る現状認識や課題の捉え方は的確か		15	
	「ちば」共創都市圏に係る提案内容は的確か		15	
	理路整然とまとめられており、視覚的にもわかりやすく表現されているか		10	
工程計画	業務が計画どおりに進展できる妥当性があるか		5	5
ヒアリング	説明内容、質疑応答の適格性、取り組み意欲があるか		5	5
合計			100	100

## 6 契約

- (1) 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について本市と協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第29条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 委託費の支払いについては、完了後一括払いとする。

## 7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は企画提案参加申込を行うことができないものとする。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合
  - ② 当該業務の企画提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した場合
  - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない場合
  - ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合
  - ⑤ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を滞納している場合
  - ⑥ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない場合
  - ⑦ 千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない場合
  - ⑧ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による業者決定日までの間に受けている場合
  - ⑨ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している場合
  - ⑩ 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第9条に規定する暴力団員等または暴力団密接関係者である場合
- (2) 平成28・29年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 過去5年間に「5 審査方法及び評価項目 (2) 企画提案を特定するための評価項目」に記載の「評価項目」中の「実績」に示す2つの「評価の着眼点」に対して、それぞれ1つ以上の受託実績を有していること。

また、共同企業体を構成して提案する場合は、構成企業体全体で実績の有無を判断するものとする。

※ 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とする。

※ 共同企業体として参加する構成員においても、参加資格(1)及び(2)を満たす必要がある。

## 8 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- (3) 提案価格書記載の金額が委託限度額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 9 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は千葉市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について、必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ修正をお願いする場合がある。
- (6) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- (7) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (8) 応募書類は、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。